

ている場合には、セキュリティインシデントに繋がるおそれが高く、その場合に買い手が想定外の損害を被る可能性がある。

簡易なセキュリティ施策評価の方法としては、データ・プライバシー・セキュリティ領域を専門とする弁護士による、情報セキュリティ関連の各種規程類(個人情報管理規程、外部委託先管理規程、インシデント対応マニュアル等)のレビューと、情報セキュリティ責任者とのインタビューセッションにおけるヒアリング等に基づく、もっぱら形式面にフォーカスした評価方法が考えられ、これにより、対象会社における一定の情報セキュリティマネジメント体制の存否の判断は可能となる。

しかし、前記方法では、対象会社のセキュリティ施策が、①実際に想定される具体的リスクを踏まえたものとなっているか、②実際に当該セキュリティ施策が実装されているか(事実として運用可能な状態にあるか)は判断できない。結果、M&A取引実行後に、対象会社においてセキュリティインシデントが発生する、または、脆弱な体制であったことが判明するといった事態が生じ得ることは否定できない。

そこで、前記①②のような点を検討するにあたっては、コンサルティングファームやセキュリティベンダーなどの情報セキュリティを専門とする事業者を起用し、本格的なリスク評価とセキュリティ施策評価を実施することも検討すべきである。具体的には、データベースごとに、データの重要性を算定し、リスクシ

ナリオを前提にデータへの被害発生可能性を算定し、総合考慮によりリスク評価を行ったうえ、具体的なセキュリティ施策評価を行う等が考えられる。

⁽⁵³⁾ ただし、通常各部署に質問しないとデータの保有状況を把握できず、かつ、各部署とのヒアリングを個別に設定するのは困難であることから、実効性のあるデータD/Dは実施するにあたっては、データマッピングにおける回答を得たうえでインタビューを実施することが望ましいであろう。

寺門 峻佑(てらかど・しゅんすけ)
TMI総合法律事務所
弁護士・情報処理安全確保支援士
2010年弁護士登録。内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)サイバーセキュリティ関連法令の調査検討等SWGタスクフォース構成員。防衛省陸上自衛隊通信学校非常勤講師。情報セキュリティ監査人補。個人データ活用や各国データ保護法に関するアドバイス、情報セキュリティ管理体制実装支援やインシデント対応などを行う。近時の著作として、「カリフォルニア州消費者プライバシー法～データプライバシー専門弁護士による実務解説」(共著、「会社法務A2Z」2019年8月号)等がある。

第4章

表明保証上どこまで具体化できるかが重要 データM&Aにおける 契約上の留意点

TMI総合法律事務所
弁護士 田中 健太郎

TMI総合法律事務所
弁護士 宮下 央

この章のエッセンス

●データに係る表明保証条項をドラフトするにあたっては、①委託先等に個人情報を提供している場合の管理体制、②データ漏洩等の不⁽⁵⁴⁾存在、③サイバーセキュリティの水準などについて具体化することも考えられる。

●クロージングまでのスケジュール

を踏まえて、売主が対象会社をしてクロージングまでに違反状態を治癒することを前提条件または誓約条項とすることが考えられる。

●M&A実施にあたっては、対象会社から買主候補に対して個人情報を提供することが日本法だけでなく、海外法令に照らして問題ないかを確認する必要がある。

買収価格への反映

前述した各種デューデリジェンスの結果、個人情報漏洩に伴う損害賠償債務、GDPR違反を理由とする罰則等の潜在債務が発生する可能性が顕出された場合には、買主と⁽⁵⁵⁾しては、端的に買収価格に反映することができるとが一番望ましい。